

『知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用 に関する解釈』の理解と適用について

出所：『人民司法』 公表日：2021年04月19日 20:18:41

『知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』 の理解と適用について

目次

- 一、起草の背景
- 二、起草の過程と主要原則
- 三、司法解釈のタイトルについて
- 四、故意と悪意の認定について
- 五、情状重大の認定について
- 六、基数の確定について
- 七、倍数の確定について
- 八、発効時期について
- 九、懲罰的賠償の濫用防止について

2021年2月7日、最高人民法院審判委員会第1831回会議では、『知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』（以下『解釈』という）が審議・採択され、3月3日より発効した。『解釈』は計7条あり、主に『民法典』、『著作権法』、『商標法』、『専利法』、『反不正競争法』、『種子法』、『民事訴訟法』等の法律規定を根拠とし、適用範囲、請求の内容及び時期、故意と情状重大の認定、算定基数及び倍数、効力発生時期等、知的財産権審判の実務における重要かつ困難な問題に係わっている。本稿は、本『解釈』の起草に関連する事情及び注意すべき適用問題について詳しく説明し、規定の本来の意味をより正確に理解し、司法解釈の正しい適用を確保することを目的とする。

一、起草の背景

中国共産党第 19 期中央委員会第 5 回全体会議は、今後 5 年間の中国発展の青写真を計画し、2035 年のビジョン目標を設定した。現在、中国は質の高い発展の段階に転換しており、知的財産権の司法保護は、新たな発展理念を実施し、質の高い発展の要求を反映し、新たな発展パターンの建設を保障する役割を果たすべきである。知的財産権に係わる懲罰的賠償制度を導入・実施し、法に基づき知的財産権の重大な侵害を処罰することは、侵害を抑止し、権利者に十分な賠償を行うことができ、新発展理念の内在的な要求に合致し、知的財産権の保護を全面的に強化することに資し、社会イノベーションの活力を刺激することに資し、質の高い発展を促進することに資する。

2018 年 11 月 5 日、習近平総書記は第 1 回中国国際輸入博覧会の基調講演で、中国が懲罰的賠償制度を導入すると述べた。それ以来、懲罰的賠償制度のための法改正と政策策定が加速された。2019 年に改正された『反不正競争法』、2020 年に改正された『専利法』および『著作権法』など、知的財産権分野の法律に懲罰的賠償の規定が追加された。それまでは、2013 年に改正された『商標法』と 2015 年に改正された『種子法』では、先だてて懲罰的賠償の規定を設けた。2021 年に施行された『民法典』第 1185 条では、知的財産権に係る懲罰的賠償制度が総括的に規定され、懲罰的賠償が知的財産権分野を全面的にカバーしていることを表している。

2019 年 11 月 11 日に中国共産党中央委員会弁公庁と国務院弁公庁が公布した「知的財産権の保護強化に関する意見」は、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度の導入を明確に提案した。国務院が 2019 年 10 月 22 日に公布した「ビジネス環境最適化条例」は、国が知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を設けることを提案した。中国共産党第 19 期中央委員会第 4 回全体会議で採択された「中国の特色ある社会主義制度の堅持と改善、国家統治制度と統治能力の現代化の促進に関する若干の重大問題に関する決定」は、公平の原則に基づく財産権保護制度を改善し、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を確立し、企業秘密の保護を強化すると強調した。2020 年 11 月 30 日、習近平総書記は主宰した中央政治局第 25 回集団学習において、知的財産権に対する懲罰的賠償制度の早急な実施を強調した。これは、知的財産権に対する懲罰的賠償制度の全面的な実施段階への加速を意味する。

中国共産党中央委員会の決定および配置から法律の規定に至るまで、中国の知的財産権懲罰的賠償制度の構築はますます完璧になり、知的財産権懲罰的賠償の価値および意義はますます目立ってきている。このような状況において、最高人民法院は、懲

罰的賠償に関する司法解釈を制定して公布したのは、懲罰的賠償制度を実施するための実際的な必要性であるだけでなく、懲罰的賠償制度を適切に利用できるようにするための重要な措置でもある。

二、起草の過程と主要原則

2015年9月、最高人民法院は「知的財産権の司法保護と市場価値に関する研究基地（広東省）」を設置し、「市場価値に基づき、科学的かつ合理的な知的財産権損害賠償制度を構築する」、「賠償を主軸とし、処罰を補助とする」等の裁定規則を徐々にまとめた。知的財産権の懲罰的賠償制度をより体系的かつ包括的に研究するため、最高人民法院は、知的財産権の懲罰的賠償制度の研究を2019年の司法研究の主要テーマに挙げた。西南政法大学、中南財經政法大学、上海市高級人民法院、重慶市自由貿易試験区人民法院などの主管機関は、優れた研究報告を提出した。以上の調査研究により、本『解釈』の起草のための実務的・理論的な基礎が築かれた。

本『解釈』の起草過程において、我々は立法、行政、検察の中央関連部門及び高級人民法院の意見を求め、また、2回のシンポジウムを開催し、北京大学、清華大学、中国人民大学、中央財經大学などの関連学者及び産業界、弁護士界の代表の意見を求め、修正に関する意見と提案を十分に吸収した。

本『解釈』は主に以下の4つの原則に従っている：

第一に、中央政府の意思決定と配置を実施する。本『解釈』の起草過程において、我々は、習近平総書記が第25回中央政治局集団学習会で行った重要な演説の精神をしっかりと中心にし、知的財産権保護の実施における「五つの関係」を深く理解し、知的財産権案件の規律に即した訴訟規範を積極的に探求・改善し、イノベーションに資する知的財産権の法治環境を絶えず最適化し、知的財産権強国と科学技術世界強国の建設、および現代社会主義国家の全面的建設のために、堅固な司法サービスと保障を提供する。

第二に、法律の統一的で正しい適用を保障する。本『解釈』は、『著作権法』、『商標法』、『専利法』、『反不正競争法』、『種子法』等の多くの法律に係わっている。起草の過程において、私たちは、『民法典』の正しく統一的な適用の要求を厳格に守り、法律に従って解釈し、懲罰的賠償の適用基準の統一性を確保するだけでなく、各

分野の法律間の表現の差異を調整するように努め、包括的かつ平等な保護の原則を堅持し、慎重に適用条件を明確にした。

第三に、課題志向を堅持することである。全国人民代表大会（全人代）常務委員会が2014年と2017年にそれぞれ行った『専利法』と『著作権法』の実施検査に関する報告では、知的財産権案件の賠償額が低いなどの問題が指摘されている。知的財産権侵害に対する賠償額が低いことは、一方では権利者の損失を補填することの難しさにつながり、他方では知的財産権侵害を効果的に抑制することの難しさにつながる。本『解釈』は、上記の隘路を解決し、法に基づき知的財産権の重大な侵害を処罰することを目的として起草された。

第四に、実践の適用性を高めることである。本『解釈』は、法律の適用基準を明確にし、当事者に明確な訴訟指針を提供し、司法解釈の有用性と有効性を確保することにより、懲罰的賠償の司法適用の運用性を高めることを目的としている。

起草過程において、知的財産権の種類によって異なる取扱いをすべきであり、適用要件について別個の規定を設けるべきとの意見があった。検討の結果、様々な種類の知的財産権の侵害に対する懲罰的賠償の適用要件と賠償基準は統一されるべきであると考えた。まず、知的財産権の客体は、『民法典』第123条に明示的に規定されている7種類と、法律で規定されているその他の客体もあり、一つ一つ規定することは困難である。『著作権法』、『商標法』、『専利法』などで、それぞれ懲罰的賠償について規定されているが、『民法典』で既に懲罰的賠償について包括的な規定が設けられている以上、客体を区別してそれぞれ規定すると、適用要件が重複しやすいだけでなく、抵触を引き起こす可能性もあり、『民法典』の統一かつ正しい適用に資するものではない。また、著作権、商標権、特許権は、同じく知的財産権の客体であり、法的属性も同じであるため、懲罰的賠償の法的要素の適用において、特許権などの技術的知的財産権の客体を区別することは適切ではない。

三、司法解釈のタイトルについて

最高人民法院の『司法解釈業務に関する規定』第6条第2項は、審理において特定の法律をどのように適用するか、または特定の種類の事件において、または特定の種類の問題に対して法律をどのように適用するかについての司法解釈は、「解釈」の形式をとると定めている。本『解釈』は、知的財産権の侵害に係る民事事件において『民

法典』などの法律に規定された懲罰的賠償をどのように適用するかに焦点を当てていることに鑑み、「解釈」という形式を採用している。

起草の過程では、懲罰的賠償の適用は、知的財産権の民事事件や行政事件だけでなく、仲裁決定の取消・執行、訴訟前調停などの裁判分野にも及ぶため、今後の適用に十分な余地を残すために、『知的財産権審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』というタイトルに変更することが提案された。私見では、既存の司法解釈のタイトルが「……事件の審理」という表現を用いるのが通常であること、侵害紛争以外の知的財産権審理分野にも本『解釈』を適用できることを考慮すると、タイトルに「知的財産権審理」という表現は用いていない。

四、故意と悪意の認定について

懲罰的賠償制度の歴史は、懲罰的賠償の加重責任としての性質上、侵害の故意が処罰の正当化の根拠となっていることを示している。そして、懲罰的賠償の懲罰と防止の社会的抑制の機能を実現すると同時に濫用を防止するために、行為者の主観的過失の程度が懲罰的賠償の判断において重要な考慮要素となる。

『民法典』は懲罰的賠償の主観的要素として故意と規定し、『商標法』63条1項、『反不正競争法』17条3項では悪意と規定している。各方面の意見を聞き、検討を重ねた結果、故意と悪意の意味は一貫して理解されるべきであると考え。まず、『民法典』が上位法であり、『商標法』や『反不正競争法』は先に改正されているが、そこに規定されている悪意の解釈も『民法典』と整合させるべきである。また、『民法典』公布後に改正された『専利法』、『著作権法』は、いずれも懲罰的賠償の主観的要素を故意と規定している。第二に、知的財産権の審理実務において、故意と悪意を正確に区別することは困難な場合が多く、一貫した解釈は実務運用性の向上に資するものであり、また、悪意は商標と不正競争の分野に適用され、故意はその他の知的財産権の分野に適用されるという誤解の回避にも資するものである。

行為者の故意は、内在的で主観的な状態であり、民事訴訟において、それを特定することが困難であり、多くの場合、客観的な証拠によってのみ判断することができる。通常、侵害者と権利者との関係が親密であればあるほど、侵害者が係争知的財産権のことを知っている可能性は高くなる。例えば、『商標法』第15条、『商標の権利付与・権利確定に係る行政案件の審理における若干問題に関する規定』第15条及び第

16条は、他人の商標を知っているという特定した関係をどのように判断するかについて規定している。

五、情状重大の認定について

情状重大は、主に侵害の手段や方法およびその結果などについてであり、一般的に侵害者の主観的状态には関与しない。『解釈』第4条に記載された事情は、主に司法実務における典型的な事例から導き出されたものである。

懲罰的賠償制度を正しく実施するため、最高人民法院は2021年3月15日、知的財産権侵害民事事件における懲罰的賠償の適用に関する6つの典型的な事例を発表したが、いずれも情状の重大性の認定に関わるものであった。例えば、五糧液公司与徐中華氏らとの商標権侵害をめぐる紛争事件では、五糧液公司在商標登録者の許可を得て、独占的に「」商標を使用した。徐中華の事実上の管理下にあった商店は、偽の「五糧液」酒類を販売し、「五糧液」の文字が入った商店の看板を無断で使用したとして行政処分を受けた。徐中華氏は、偽造五糧液などの酒類を販売したため、偽造登録商標商品販売罪に該当し、有期懲役及びその他の刑罰を言い渡された。徐中華らが偽造五糧液商品を販売し、行政上及び刑事上の処罰を受けたという状況の下、一審及び二審裁判所は、訴えられた侵害行為のパターン、侵害期間等を考慮し、基本的に商品の侵害行為に従事していたと認定し、2倍の懲罰的賠償責任の負担を命じた。本事件の典型的な意義は、知的財産権の侵害を業として行ったというような事情の重大性を的確に定義した点にあり、模範的な意義を有する。

六、基数の確定について

懲罰的賠償の基数の算定については、『専利法』第71条第1項、『著作権法』第54条第1項、『商標法』第63条第1項、『反不正競争法』第17条第3項、『種子法』第73条第3項で明確に規定されている。審理実務において、損害賠償額を正確に算定することは困難であり、その結果、懲罰的賠償の適用はしばしば困難に直面している。知的財産権侵害を抑制する懲罰的賠償制度の重要な役割を発揮させるため、知的財産権審理の実情に基づき、『解釈』第5条第3項では、原告が主張及び提供した証拠を参考にして確定した賠償額を基数の一種とするとした。また、侵害の差止めによ

した合理的な費用は、実際の権利擁護の過程においてのみ発生し得るものであり、侵害の対価の点とは異なること、『著作権法』、『商標法』、『専利法』及び『反不正競争法』は、いずれも合理的な費用を基数の算定から除外していることから、第5条第1項は、侵害の差止めのために原告が支払った合理的な費用を基数に含めないことを規定している。同時に、『種子法』では合理的な費用は基数の算定に含まれると規定されていることを考慮し、同項では、「法律に別段の定めがある場合には、その定めに従う。」との但し書きが付されている。

基数の算定について、『著作権法』では、賠償額算定の基数となる額は、実際受けた損失又は侵害者の不法所得と規定されているが、『専利法』、『商標法』、『反不正競争法』及び『種子法』では、算定の基数となる額は、実際受けた損失又は侵害により得られた利益と規定されている。『商標法』、『反不正競争法』、『種子法』では、算定基数は、まず実際受けた損失に応じて確定され、確定が困難な場合は侵害により得られた利益に応じて確定される、すなわち優先順位が規定されているが、『著作権法』と『専利法』では算定基数の順序が規定されていない。各分野の法律との統合性の問題を解決するため、『解釈』第5条第1項では、それぞれ関連する法律に従うと規定されている。

注意すべき点は、填補的損害賠償の額、すなわち基数と懲罰的賠償の額は別々に算定されるべきということである。すなわち、懲罰的賠償の倍数を1とした場合、訴えられた侵害者が負担すべき損害賠償額の合計は、填補的損害賠償額に懲罰的賠償額を加算した額、すなわち基準額の2倍となる。

七、倍数の確定について

倍数は、懲罰的賠償額を決定するもう一つの重要な要素であり、人民法院は、法律で規定された倍数の範囲内で、法律に従い、事件の状況を総合的に考慮して決定する。倍数を決定する際、侵害者の過失の程度、情状の深刻さ、賠償額を裏付ける証拠等を考慮するだけでなく、知的財産権に対する懲罰的賠償と行政処罰及び刑事的罰金との関係も考慮する必要がある。また、倍数が整数でない場合もある。

知的財産権の懲罰的賠償と行政的罰金及び刑事的罰金との関係の問題について、三者は価値の方向性において全く同じではなく、『民法典』第187条も明確に規定していることから、侵害制裁の強度を高めるために、『解釈』第6条では、民事訴訟にお

ける懲罰的賠償責任について、既に行政的罰金や刑事的罰金が科されたことを理由に減免することはできないと規定している。しかし、当事者の利益の重大な不均衡を避けるため、『解釈』第6条第2項は、人民法院が倍数を決定する際に、既に執行された行政的罰金または刑事的罰金を考慮することができるとも規定している。

八、発効時期について

『解釈』は2021年3月3日に施行されたが、『著作権法』及び『専利法』は2021年6月1日に施行されたばかりであるから、2021年1月1日から6月1日までに受理した著作権及び特許権の侵害事件について、当事者が懲罰的賠償を請求する場合、2021年1月1日に施行された『民法典』に基づいて懲罰的賠償を定めることができるか。『民法典』は、『専利法』、『著作権法』等の分野別法の上位法として、懲罰的賠償制度を明確に規定していることから、『民法典』に基づいて懲罰的賠償額を定めることに法的な支障はない。倍数の範囲については、『著作権法』、『専利法』の具体的規定の適用を参考にすることができる。

九、懲罰的賠償の濫用防止について

権利侵害に対する賠償額を増加させることは、権利侵害に対する処罰手段の一つであるが、単純に賠償額が高いほど知的財産権の保護が大きく、効果も大きいと考えることはできず、懲罰的賠償の額は、事案の証拠に基づいて、法律に従って合理的に確定されなければならない。知的財産権の懲罰的賠償制度を正しく実施し、実践の中で濫用を避けるために、まず、懲罰的賠償の構成要素を正確に把握する。本『解釈』は、懲罰的賠償の適用範囲、請求の内容と時期、主観的要素、客観的要素、基数の算定、倍数の確定等について明確な規定を設け、懲罰的賠償の適用要素をすべて網羅し、明確な運用指針を提供し、当事者に安定した期待を与えることで、懲罰的賠償制度が司法実務において正しく適宜に利用されることを確保し、懲罰的賠償の濫用を防止するための保障措置を裁定規則の面から提供する。第二に、典型的な事例を通じて指導を強化する。最高人民法院は2020年3月15日に、『解釈』の規定の意味をさらに正確に把握できるように、知的財産権の懲罰的賠償に関する6つの典型事例を公表した。今後、最高人民法院は、知的財産権の重大な侵害を効果的に抑止するため、引き続き審理経験を総括し、懲罰的賠償制度の改善をさらに推進していく。

出所：中華人民共和国最高人民法院ウェブサイト

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/297121.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。